



	第一種低層住居専用地域 (高さの制限10m)	 A → 高度地区 B → 容積率 C → 建ぺい率 D → 防火地域
	第一種中高層住居専用地域	
	第二種中高層住居専用地域	
	第一種住居地域	

地	特別工業 別地区		特別工業地区	容積率
	文教地区		第1種文教地区	
	用途地区		第2種文教地区	
		A : 高度地区 (は指定なし)	前面道路の幅員が12m未満の場合 前面道路の幅員に一定の倍率(住居系用途地域は4/10、その他の用途地域は6/10)を乗じた数値 地域の指定容積率のいずれか低い数値が、利用できる容積率の上限	

その他の地域・地区		高度利用地区	
		特定街区	(2) 都市計画道路のない場合 
		臨港地区	
		都市再生特別地区	

		都 市 計 画 公 園	
地 区 計 画			
日 影 規 制	4-2.5 3-2 4-2.5 5-3	日影規制時間（測定面の高さ+4.0m） 〔ただし 〔4-2.5〕は測定面の高さ+1.5m〕	2 本図は「東京都都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課」の指定図に基づいて作成したものである。詳細については、「東京都都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課」または「品川区都市計画課」または「品川区都市計画課」に問い合わせる。

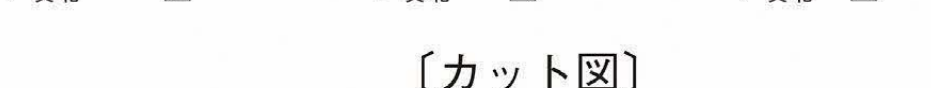
※都市計画道路の状況（未着手、事業中、完了）は参考に記載した
 ものですので、詳細等につきましては、別途ご確認ください。
 ※この情報は令和7年4月1日のものです。その後変更されることが
 ありますのでご注意ください。

【問合せ先】 日川区都市環境部都市計画課 02(5742)6760

【問い合わせ】品川区都市環境部都市計画課△03(5742)6760

复地区

第一種高度地区 ○第二種高度地区 ○第三種高度地区



決定箇所

